

「生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計(案)」

市民説明会における意見、アンケート及び 逗子市廃棄物減量等推進審議会答申を踏まえた修正箇所

【10 ページ】

4 家庭からの生ごみの分別排出

(2) 対象とする生ごみの範囲

生ごみの自家処理を行っている家庭では、生ごみとして排出する品目が、貝殻や骨類など資源化処理に時間を要するものに限られると思われることから、自家処理を優先する考えのもとで、自家処理を行う家庭への配慮から、これらを燃やすごみとしても排出可能とすることを追記しました。

【11 ページ】

(3) 生ごみの排出方法

分別排出にかかる手間への配慮及び衛生上の観点から、水切りネットに入れた生ごみや水を切って小袋に入れた生ごみは、そのまま生ごみ用の指定ごみ袋に入れて排出可能とすることを追記しました。

【13 ページ】

(6) 指定ごみ袋の種類・形状

単身世帯等の使い勝手や、ごみの減量化、排出抑制の観点から、生ごみ用指定ごみ袋は、「3リットル袋」、「10リットル袋」の2種類を採用することが適当との考えに修正しました。

表4 生ごみ用指定ごみ袋の種類と金額（1リットル当たり1円）

(修正後)		←	(修正前)	
3リットル袋	10リットル袋		5リットル袋	10リットル袋
1枚 3円	1枚 10円		1枚 5円	1枚 10円

【14 ページ】

(8) 手数料の減免

生ごみ用指定ごみ袋の種類を「5リットル袋と10リットル袋」の2種類から「3リットル袋と10リットル袋」の2種類を採用する考えに修正したことに伴い、減免対象世帯のうち単身世帯の生ごみ用指定ごみ袋の配付枚数について、指定ごみ袋の種類を見直しました。

表6 減免対象世帯への配付枚数（一部抜粋）

(修正後)		←	(修正前)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> 3リットル袋×120枚 または 10リットル袋×60枚 </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> 5リットル袋×120枚 または 10リットル袋×60枚 </div>	

【20 ページ】

6 生ごみの資源化

(1) 生ごみ堆肥化システムの概要

生ごみの堆肥化システムについて、好気性発酵と嫌気性発酵の違い、及び計画している生ごみ堆肥化システムが、好気性発酵によりメタンの発生が抑制されるシステムであることを記載しました。

【23 ページ】

8 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による環境保全効果

環境保全効果の数字を訂正しました。

【資料編】

- ・ 対象とする生ごみの範囲の例示として、分別一覧表を追加しました。
- ・ 環境保全効果の試算について、温室効果ガス試算条件と試算結果の記載に加え、算出根拠をより詳しく記載しました。